

閲覧用

令和3年6月

第12回 行橋市農業委員会総会議事録

令和3年6月10日

行橋市農業委員会

1. 開催日時 令和3年6月10日 午前10時開会
2. 開催場所 行橋市役所 東棟 501 会議室
3. 農業委員出欠者の状況

出席委員 11 名
 欠席委員 2 名

議席	氏名	出欠
1	西本一美	出
2	村上和昌	出
3	繁永國廣	欠
4	長城彰	出
5	陣山誠之	出
6	植田毬子	出
7	舩津鎮男	出
8	槌野英喜	出
9	大田完治	欠
10	石本浅夫	出
11	吉兼貢	出
12	松本功	出
13	馬場通昭	出

4. 農地利用最適推進委員の出席者 0 名
5. 傍聴者 0 名
6. 議事内容

議案第 43 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 44 号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 45 号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 46 号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定(所有権移転)について
議案第 47 号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第 48 号	非農用地区域設定に係る意見書について
議案第 49 号	農業委員会の適正な事務実施について

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長	岡野 雅幸
農地係長	上原 亮司
農地係	宮崎 修治

会長	<p>出席者 11 名で定足数に達していますので、これより第 12 回行橋市農業委員会定例総会を開会いたします。依然として新型コロナウイルスをめぐる状況が厳しいため、行橋市農業委員会憲章の朗読を割愛致します。</p> <p>これより、議題の審議にはいります。本日の附議案件は、議案第 43 号より議案第 49 号までの 7 件を一括上程し審議しますので、よろしくご協力願います。</p> <p>それでは、議案第 43 号を議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 43 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 3 年 6 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長、西本一美。記、1 申請人、■■■■、以下 1 件。以上です。</p>
会長	<p>議案の朗読が終わりました。それでは、地区ごとの審査の経過ならびに結果の報告を願い、ちくじ審議してまいりたいと思います。</p> <p>泉地区の 1 件について地区委員より報告願います。</p>
槌野委員	<p>泉地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号 1 番。泉中央八丁目■■番■、田、963 m²、他 1 筆、計 1,620 m²。譲渡人、■■■■。譲受人、■■■■。売買契約で所有権を移転、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。地区審査の結果、書類等完備されており、許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。</p>
会長 委員	<p>報告が終わりました。泉地区 1 件について、ご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p>
会長	<p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。泉地区 1 件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。</p>
委員	<p>議案第 43 号、3 条関係全般についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p>
会長	<p>ご異議がありませんので、議案第 43 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 1 件については、許可することに可決決定いたしました。</p>
事務局	<p>次に議案第 44 号を議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p> <p>議案第 44 号。農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 3 年 6 月 10 日提出。行橋市農業委員会会長、西本一美。記、1 申請人、■■■■、以下 3 件。以上です。</p>
会長	<p>議案の朗読が終わりました。今元地区 1 件について地区委員より報告願います。</p>
陣山委員	<p>今元地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号 1 番。申請人 ■■■■。大字今井字新町■■■■番■、畑、</p>

<p>会長 委員 会長</p>	<p>488 m²、自己住宅を建築するものです。自己資金で実行性があり、付近農地の被害もなく、水利承諾書添付、隣地承諾書不要、始末書が添付されております。書類等完備しており、地区審査においては許可相当となっております。場所は別紙を参照ください。本会議においても審議方よろしく願います。</p> <p>今元地区1件についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。今元地区1件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成と認めます。</p>
<p>石本委員</p>	<p>次に今川地区1件について地区委員より報告願います。</p> <p>今川地区1件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号2番。申請人 ■■■■。大字天生田字中津町■■■■番■、田、205 m²、大字天生田字中津町■■■■番■、田、250 m²、大字天生田字中津町■■■■番■、田、234 m²、計3筆、689 m²。農業用倉庫及び進入路を設置するものです。実行性があり、付近農地の被害もなく、水利承諾書添付、隣地承諾書不要、始末書が添付されております。始末書添付により、すでに土地の埋め立てを行い、農業用機械及び箱苗を設置している旨が記載されております。書類等完備しており、地区審査においては許可相当となっております。本会議においても審議方よろしく願います。</p>
<p>会長 委員 会長</p>	<p>今川地区1件についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。今川地区1件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成と認めます。</p>
<p>村上委員</p>	<p>次に延永地区1件について地区委員より報告願います。</p> <p>延永地区1件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号3番。申請人 ■■■■■■ ■■■■■■ ■■■■■■。大字下津熊字下柳■■■■番■、田、156 m²、大字下津熊字下柳■■■■番■、田、53 m²、計2筆、209 m²。建売住宅を建築するものです。自己資金で実行性があり、付近農地の被害もなく、水利承諾書添付、隣地承諾書不要、始末書添付により、すでに埋め立てが完了している旨が記載されております。書類等完備しており、地区審査においては許可相当となっております。場所は別紙を参照ください。本会議においても審議方よろしく願います。</p>
<p>会長 委員 会長</p>	<p>延永地区1件についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。延永地区1件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成と認めます。</p>

委員 会長	<p>議案第 44 号、4 条関係全般についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>議案第 44 号、農地法第 4 条の規定による許可申請 3 件については許可相当と認め、県に進達することに可決決定いたしました。</p>
事務局	<p>次に議案第 45 号を議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p> <p>議案第 45 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 3 年 6 月 10 日提出。行橋市農業委員会会長、西本一美。記、1 申請人、■■■■■、以下 5 件。以上です。</p>
会長	<p>議案の朗読が終わりました。仲津地区 1 件について地区委員より報告願います。</p>
長城委員	<p>仲津地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号 1 番。申請人、■■■■■。大字辻垣字奥屋敷■■■■番■、田、431 m²。所有者、■■■■■。贈与契約で所有権を移転、自己住宅を建築するものです。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書、隣地承諾書も添付されております。場所は別紙を参照ください。地区委員としては許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。</p>
会長 委員	<p>報告が終わりました。仲津地区の 1 件についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p>
会長	<p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。仲津地区 1 件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。</p>
石本委員	<p>次に今川地区の 3 件について地区委員より報告願います。</p> <p>今川地区 3 件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号 2 番。申請人、■■■■■ ■■■■■ ■■■■■。大字宝山字村ノ上■■■■番、田、282 m²、大字宝山字村ノ上■■■■番、田、262 m²、計 2 筆、544 m²。所有者、■■■■■、■■■■■。売買契約で所有権を移転、建売住宅を建築するものです。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書、隣地承諾書、宅建免許証が添付されております。場所は別紙を参照ください。地区委員としては許可相当と考えます。</p>
	<p>続いて、地区番号 3 番。申請人、■■■■■ ■■■■■ ■■■■■。大字寺畔字三合田■■■番■、田、389 m²。所有者、■■■■■。売買契約で所有権を移転、建売住宅を建築するものです。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書添付、隣地承諾書不要、宅建免許証が添付されております。場所は別紙を参照ください。地区委員としては許可相当と考えます。</p>
	<p>続いて、地区番号 4 番。申請人、■■■■■。大字寺畔字寺ノ前■■■番■、田、113 m²、大字寺畔字寺ノ前■■■■番■、田、143 m²、計 2 筆、256 m²。所有者、■■■■■。贈与契約で所有権を移転、自己住宅を建築するも</p>

<p>会長 委員 会長</p>	<p>のです。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書、隣地承諾書が添付されております。場所は別紙を参照ください。地区委員としては許可相当と考えます。</p> <p>本会議においても審議方よろしく願います。</p> <p>報告が終わりました。今川地区の3件についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。今川地区3件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。</p>
<p>村上委員</p>	<p>次に延永地区の1件について地区委員より報告願います。</p> <p>延永地区1件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号5番。申請人、■■■■■■ ■■■■■■ ■■■■■■。大字下津熊字下柳■■■■番■、田、350㎡、大字下津熊字下柳■■■■番■、田、110㎡、計2筆、460㎡。所有者、建売住宅を建築するものです。地区審査の結果、書類等完備しており、水利承諾書添付、隣地承諾書不要、宅建免許証添付、始末書添付により、すでに埋め立てが完了している旨が記載されております。場所は別紙を参照ください。地区委員としては許可相当と考えます。</p>
<p>会長 委員 会長</p>	<p>本会議においても審議方よろしく願います。</p> <p>報告が終わりました。延永地区の1件についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。延永地区1件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。議案第45号、5条関係全般についてご質疑ありませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>異議なし。</p> <p>ご異議ありませんので、議案第45号、農地法第5条の規定による許可申請5件については許可相当と認め、県に進達することに可決決定いたしました。</p>
<p>事務局</p>	<p>次に議案第46号を議題と致します。事務局に議案の朗読を求めます。</p> <p>議案第46号。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定（所有権移転）について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、行橋市長より下記の者の決定申請があったので本会の審議に附す。令和3年6月10日提出、行橋市農業委員会会長、西本一美。記、1申請人、■■■■■、以下1件。以上です。</p>
<p>会長 事務局</p>	<p>議案の朗読が終わりました。議案第46号については、事務局に説明を求めます。</p> <p>説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認(所有権移転)についてです。■■■■■■■■ ■■■■■■</p>

	<p>■■■■■■■■ ■■■ ■■■■■が所有する、大字天生田字上熊本■■■■番、田、1,041 m²について、■■■■が所有権の移転を受けるものです。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長 委員</p>	<p>説明が終わりました。ご質疑ありませんか。 異議なし。</p>
<p>会長</p>	<p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。議案第46号について賛成をする方の挙手を求めます。</p>
	<p>全員賛成とみとめます。議案第46号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定（所有権移転）については、適当と認め、行橋市長に意見書を送付します。</p>
<p>事務局</p>	<p>次に議案第47号を議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p>
	<p>議案第47号。農業振興地域整備計画の変更に係る意見について。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により下記の者の農業振興地域整備計画変更について、行橋市長より意見を求める申請があったので本会の審議に附す。令和3年6月10日提出、行橋市農業委員会会長、西本一美。記、1申請人、農用地区域の変更（除外）■■■■以下4件。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>議案の朗読が終わりました。議案第47号について、事務局に説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>説明します。農用地区域の変更（除外）についてですが、整理番号1番、大字稲童字畠田■■■番■■、畑、982 m²のうち602 m²。申請人、■■■■</p>
	<p>■■。計画変更の目的は、集合住宅を建築するためです。</p>
	<p>整理番号2番。泉中央八丁目■■■番■、田、772 m²。申請人、■■■■</p>
	<p>■■。計画変更の目的は、建売住宅を建築するためです。</p>
	<p>整理番号3番。大字上稗田字勢溜■■■番■、田、165 m²。申請人、■■■■(1/2)、■■■■(1/2)。計画変更の目的は、倉庫を建築するためです。</p>
	<p>整理番号4番。大字福丸字深町■■■番■、田、1,889 m²、大字福丸字深町■■■番■、田、1,020 m²、大字福丸字深町■■■番■、田、1,075 m²、大字福丸字深町■■■番■、田、1,499 m²、計4筆、5,483 m²。申請人、■■■■、■■■■、■■■■。</p>
	<p>計画変更の目的は、製造工場を建築するためです。</p>
	<p>以上、農業振興地域農用地区域の除外申請は、計4件、計7筆、7,022 m²となっております。以上です。</p>
<p>会長 委員</p>	<p>説明が終わりました。ご質疑ありませんか。 異議なし。</p>
<p>会長</p>	<p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。議案第47号について許可する方の挙手を求めます。全員賛成と認めます。</p>
	<p>議案第47号、農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、適当</p>

事務局	<p>と認め、行橋市長に意見書を送付致します。</p> <p>次に議案第 48 号を議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p> <p>議案第 48 号。非農用地区域の設定に係る意見書について。県営辻垣・道場寺・高瀬地区土地改良事業において、非農用地区域の設定について、辻垣・道場寺・高瀬土地改良区より意見を求める申請があったので本会の審議に附す。令和 3 年 6 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長、西本一美。記、1 申請人、■■■■、以下 1 件。以上です。</p>
会長	<p>議案の朗読が終わりました。議案第 48 号について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>説明します。辻垣・道場寺・高瀬土地改良区より土地改良法に基づき計画区域内に非農用地区域の設定にかかる意見を求める依頼がありました。</p> <p>整理番号 1 番。申請者、■■■■。仮地番、大字道場寺■■■-■-■(異種目換地)、195 m²。利用計画は農業機械及び資材置場、休憩所、簡易トイレを設置するものであり、そのため非農用地区域として設定するものです。位置の選定については、農地の集団化を阻害しない位置を選定しております。場所は別紙を参照ください。以上です。</p>
会長	<p>説明が終わりました。議案第 48 号について、ご質疑ありませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。議案第 48 号について賛成する方の挙手を求めます。全員賛成と認めます。</p> <p>議案第 48 号、非農用地区域の設定に係る意見書については、適当と認め、辻垣・道場寺・高瀬土地改良区に意見書を交付致します。</p>
事務局	<p>次に議案第 49 号を議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p> <p>議案第 49 号。農業委員会の適正な事務実施について。農業委員会の適正な事務実施について、「令和 2 年度の目標及びその達成にむけた活動の点検・評価」(案) 及び「令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」(案) を別紙のとおり策定したので本会の審議に附す。令和 3 年 6 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長、西本一美。</p>
会長	<p>議案の朗読が終わりました。議案第 49 号については事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 49 号について説明します。</p> <p>(事務局より、農地の集積状況、耕作放棄地の状況、違反転用などの対応について説明がある)</p>
会長	<p>説明が終わりました。ご質疑ありませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。議案第 49 号について許可する方の挙手を求めます。全員賛成と認めます。</p> <p>議案第 49 号、農業委員会の適正な事務実施については適当と認め、行橋市ホームページに掲載いたします。</p>

以上で今回提案いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。
最後に本日の署名委員を指名いたします。

12番 松本委員

13番 馬場委員

議長(農業委員会会長)